

兵庫県公報

平成20年12月19日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則（農林経済課）	1

公布された法令のあらまし

●農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則（規則第70号）

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行により農業改良資金、林業・木材産業改善資金又は沿岸漁業改善資金（以下「農業改良資金等」という。）の貸付対象者に同法に基づき農業者等、林業従事者等又は沿岸漁業従事者等を支援するための措置を行う認定中小企業者が追加され、償還期間等の特例が設けられたこと、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行により農業改良資金等の償還期間等の特例が設けられたこと等に伴い、次に掲げる規則について、所要の整備を行うこととした。

- 1 農業改良資金貸付規則
- 2 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則
- 3 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則

規 則

農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第70号

農業改良資金貸付規則等の一部を改正する規則

（農業改良資金貸付規則の一部改正）

第1条 農業改良資金貸付規則（昭和36年兵庫県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業者等に対し」を削る。

第2条中「ことをいう」を「ことをいい、これらを支援する措置を含む」に改める。

第3条第1項中「、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する農業者等（以下「農業者等」という。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する農業者等（以下「農業者等」という。）

(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）

第3条第2項中「農業者等に対する」を削る。

第4条中「1農業者等」の右に「又は1認定中小企業者」を加える。

第6条第1項中「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として知事が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）」を「次に掲げる資金」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として知事が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金

(2) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第23条に規定する資金

- (3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第6条に規定する資金
- (4) 農商工等連携促進法第11条第2項に規定する資金
- (5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第8条に規定する資金

第6条第2項中「特定地域資金」を「前項第1号、第2号及び第4号に掲げる資金」に改める。

第7条第2項中「農業者の組織する」を削り、「借受」を「借受け」に改める。

第9条中「農業者」を「者」に、「その経営」を「当該農業改良措置に係る農業者の経営」に改める。

第11条中「、農業協同組合（当該者の住所をその地区内に含む農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号に掲げる事業を行うものをいう。）を経由して」を削る。

第14条中「委託する」の右に「ことができる」を加える。

（兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第2条 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、林業従事者等に対し」を削る。

第2条第1項中「ことをいう」を「ことをいい、これらを支援する措置を含む」に改める。

第3条第1項中「林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）

(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）第3条第2項中「林業従事者等に対する」を削る。

第4条中「1 林業従事者等」の右に「又は1 認定中小企業者」を加える。

第6条第1項に次の2号を加える。

(3) 農商工等連携促進法第12条第2項の適用を受けるもの 12年以内

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条の適用を受けるもの 12年以内

第6条第2項中「以内」の右に「（前項第3号に掲げる貸付金にあつては、5年以内）」を加える。

第9条中「その経営」を「当該林業・木材産業改善措置に係る林業従事者等の経営」に改める。

（兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第3条 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年兵庫県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、沿岸漁業従事者等に対し」を削る。

第2条第4項中「以下同じ。）又は」を「若しくは」に改め、「施設の導入」の右に「又はこれらを支援するための措置（以下これらを「経営等改善措置」という。）」を加える。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する者のほか、経営等改善資金のうち別表第1に規定する操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金の貸付けを受けることができる者は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）のうちこれらの資金に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとする。

第7条の見出しを「（償還期間等）」に改め、同条中「償還期間は」を「償還期間及び据置期間は」に、「償還期間の」を「償還期間等の」に改める。

第9条第3項中「、沿岸漁業の従事者が組織する」を削る。

第10条第2項を削る。

第11条第1項中「近代的な漁業技術その他合理的な農業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」を「経営等改善措置」に、「その経営」を「当該経営等改善措置に係る沿岸漁業従事者等の経営」に、「近代的な漁業技術その他合理的な農業生産方式の導入又は当該施設の導入」を「経営等改善措置」に改める。

第12条第1項中「第10条第1項又は第3項」を「第10条」に改め、同条第2項中「当該貸付申請者の住所

地を所管する県民局長及び」を削り、同条第3項中「及び当該貸付申請者の住所地を所管する県民局長」を削る。

第13条第1項中「当該貸付申請者が所属する漁業協同組合及び信漁連(以下「借用証書経由機関」という。))」を「信漁連」に改める。

第14条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第17条第2項、第18条第2項及び第3項並びに第21条中「第13条に規定する借用証書経由機関」を「信漁連」に改める。

別表第1操船作業省力化機器等設置資金の項中「含む。))」の右に「。ただし、認定中小企業者に対する資金にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第10条に規定する資金(以下「認定生産製造連携事業資金」という。))にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。))」を加え、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項から燃料油消費節減機器等設置資金の項までの規定中「以内を含む。))」の右に「。ただし、認定中小企業者に対する資金にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。))」を加え、同表新養殖技術導入資金の項中「含む。))」の右に「。ただし、認定中小企業者に対する資金にあつては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金にあつては5年以内(据置期間2年以内を含む。))」を加え、同表資源管理型漁業推進資金の項及び環境対応型養殖業推進資金の項中「以内を含む。))」の右に「。ただし、認定中小企業者に対する資金にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、認定生産製造連携事業資金にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。))」を加える。

別表第3漁業経営開始資金の項中「含む。))」の右に「。ただし、認定生産製造連携事業資金にあつては、12年以内(据置期間3年以内を含む。))」を加える。

様式第1号中

償 還 計 画										事 務 委 託 機 関	事 務 再 委 託 機 関	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目			
月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額		

を

償 還 計 画												事 務 委 託 機 関	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目	年 目		
月 日	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	償 還 額	

に、「従業員数」を「従業者数」に改める。

様式第2号中

「

第1回		年	月	日
第2回		年	月	日
第3回		年	月	日
第4回		年	月	日
第5回		年	月	日
第6回		年	月	日
第7回		年	月	日
第8回		年	月	日
第9回		年	月	日
第10回		年	月	日

」

を

「

第1回		年	月	日
第2回		年	月	日
第3回		年	月	日
第4回		年	月	日
第5回		年	月	日
第6回		年	月	日
第7回		年	月	日
第8回		年	月	日
第9回		年	月	日
第10回		年	月	日
第11回		年	月	日
第12回		年	月	日

」

に改める。

様式第4号中

「

漁協受理年月日		年	月	日
信漁連受理年月日		年	月	日

」

を

「

信漁連受理年月日		年	月	日
----------	--	---	---	---

」

に、

「

第1回	年	月	日	千円
第2回	年	月	日	千円
第3回	年	月	日	千円
第4回	年	月	日	千円
第5回	年	月	日	千円
第6回	年	月	日	千円
第7回	年	月	日	千円
第8回	年	月	日	千円

第9回	年	月	日	千円
第10回	年	月	日	千円

を
「

第1回	年	月	日	千円
第2回	年	月	日	千円
第3回	年	月	日	千円
第4回	年	月	日	千円
第5回	年	月	日	千円
第6回	年	月	日	千円
第7回	年	月	日	千円
第8回	年	月	日	千円
第9回	年	月	日	千円
第10回	年	月	日	千円
第11回	年	月	日	千円
第12回	年	月	日	千円

に、「うえ」を「上」に改める。
様式第6号及び様式第7号中

「

第1回	年	月	日	千円
第2回	年	月	日	千円
第3回	年	月	日	千円
第4回	年	月	日	千円
第5回	年	月	日	千円
第6回	年	月	日	千円
第7回	年	月	日	千円
第8回	年	月	日	千円
第9回	年	月	日	千円
第10回	年	月	日	千円

を
「

第1回	年	月	日	千円
第2回	年	月	日	千円
第3回	年	月	日	千円
第4回	年	月	日	千円
第5回	年	月	日	千円
第6回	年	月	日	千円
第7回	年	月	日	千円
第8回	年	月	日	千円
第9回	年	月	日	千円
第10回	年	月	日	千円
第11回	年	月	日	千円
第12回	年	月	日	千円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の農業改良資金貸付規則、兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、施行日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。